

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 中期目標（素案）の概要

1 策定の趣旨

地方独立行政法人法第25条に基づき、設立団体である道が、北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）に対して業務運営に関する目標（道総研が策定する中期計画に係る方向性・指針）として示した第一期の中期目標期間が、平成26年度をもって終了することから、平成27年度から平成31年度までの5年間の第二期中期目標を策定するもの。

2 第二期中期目標策定の基本的な考え方

新北海道科学技術振興戦略（H25.4）などの道の計画等を考慮するとともに、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、次期中期目標・計画の検討に資するため実施した「中期目標達成状況等評価」（H25.8）の結果等を踏まえて検討。

< 中期目標達成状況等評価結果（概要） >

○ 基本的な認識

法人化のメリットを活かしながら、研究の戦略的展開及び成果の普及や技術支援等の取組を進めており、概ね順調に進んでいる。

（主な取組）

- ・ 毎年、700を超える研究課題に取り組むとともに、9千件を超える企業等からの技術相談や約3千件の技術指導を実施。

○ 取組の強化が必要な事項

道内景気の低迷等もあり、外部資金その他の自己収入の確保など一部達成状況に遅れが見られるものもあり、これまで以上に積極的に取組を進めることが必要。

○ 次期中期目標等の策定に向けて

次期中期目標の策定に取り組むに当たっては、社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、次の事項に留意すること。

- ・ 分野横断的な研究開発の推進など総合力の一層の発揮
- ・ 中長期的視点に立った施設整備や組織体制のあり方等の検討
- ・ 計画等の達成状況を把握できるよう、適切な数値目標の設定や取組内容の具体化・明確化等の検討

評価委員会の評価において「概ね順調」とされた第一期の取組をベースに、道総研がより一層総合力を発揮して研究を進めるとともに、研究成果等が道民生活や産業の現場で一層活用されるよう、業務運営に当たっての理念や方向性を中期目標として示し、具体的内容（取組方法や指標）は、道総研が自ら作成し、道が認可する中期計画において検討。

3 第1期からの主な変更点

項目	該当箇所	素案で新たに加えた記述等
研究開発の視点	前文	・「これまで培ってきた技術・知見の複合的活用、未来につなげる先見性、道民生活や産業の現場での利活用」といった研究開発をよりの確に推進する上で重視すべき視点を記述
外部資金の獲得	第2-1 研究の推進 及び成果の 普及・活用	・「研究の推進に当たっては、公募型の研究や共同研究などの実施により外部資金の獲得に努める」とともに、外部資金を活用した研究について、数値目標を設定して取り組むことを記述
総合力の発揮	第2-1(2)イ 研究の重点 化及び推進 方向	・「食産業の振興や食料の安定供給など北海道の特性を生かした経済の活性化、資源の循環的利用など環境と産業・生活が調和した安全で持続可能な地域社会の構築等」総合力を発揮して研究開発に取り組む重点化の視点を、新北海道科学技術振興戦略等を踏まえ記述
研究成果等の普及・活用	第2-4 連携の充実 強化	・「北大北キャンパス隣に法人が有する北海道総合研究プラザの効果的活用、地域での連携交流の機会の充実」など、産業界、大学等の研究・教育機関、行政機関、金融機関等との一層の連携強化について記述
	第2-5 広報機能の 強化	・「報道機関への積極的な情報提供、道民や企業等との双方向のコミュニケーション」など、多様な手段による情報発信や研究成果等の普及・活用に向けた広報機能の強化について記述
数値目標の設定 (外部資金の獲得を除く)	第2-1(4) 研究成果の活用の促進 第2-2 知的財産の活用 第2-4 連携の充実強化	・左記の3項目に加え、 第2-3(1)技術相談及び技術指導等の実施 第2-3(2)依頼試験等の実施及び設備等の提供 第2-5 広報機能の強化 について数値目標を設定して取り組む旨記述
	第4-1 財務の基本的事項	※財務運営の効率化に関する目標値については、別途検討

4 今後のスケジュール（予定）

- ・ 6月中旬～7月中旬 パブリック・コメント
- ・ 8月下旬 評価委員会の意見聴取
- ・ 9月上旬 総合政策委員会に中期目標（案）を報告、三定に付議